

## エレベーターの安全確保について 中間報告(概要)

### 社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会

#### <基本的考え方>

エレベーターの安全は、一義的にはその建築物の建築主・管理者及びそれらの者が選定したエレベーターメーカーや保守管理会社が確保するものであるが、さらに、建築確認・検査制度や定期検査・報告制度等により確実なものとするものであり、これらの枠組みを基本としつつ対策を検討。

#### ○設置時の安全確保

建築基準法において最低限必要な安全性能について規定するとともに、法に適合したエレベーターが確実に供給され設置されることが必要。

#### ○設置後の定期検査等による安全確保

定期検査により法に適合していることが確認されるとともに、日常の保守管理が適切に行われることが必要。

#### ○不具合情報等の提供・共有等

部品の設計・製造上の欠陥があった場合、当該部品等を使用している他のエレベーターについても部品の改修等を行うため、不具合情報等の提供・共有が必要。

#### 設置時の安全確保のための施策

##### ①運転制御プログラムから独立した戸開走行防止装置の義務化

運転制御プログラムから独立した戸開走行防止装置の義務づけを検討(ただし、安全制御プログラムによるものは、第三者の専門家による認証・確認)。なお、設計・製造上の欠陥による事故が発生した場合の被害拡大・再発防止策として、リコール的な仕組みの導入も視野に総合的検討が必要。

##### ②制動装置の二重化等の義務化

新たに制動装置の二重化等や上向き非常止め装置等について義務づけを検討。

##### ③安全装置等への第三者の専門家による認証・確認等の導入

電磁ブレーキ、非常止め装置、油入緩衝器等の性能について、第三者の専門家が認証・確認等する制度の導入を検討。

##### ④建築確認・検査の適確な実施

確認審査等に関する指針等により徹底。

##### ⑤既設エレベーターの安全確保の推進

定期検査の機会を捉え、新たな基準等の周知・改善指導、法に基づく勧告・命令等を実施。

#### 設置後の定期検査等による安全確保のための施策

##### ①定期検査の実施方法の見直し

次回検査までの性能維持も含め、検査手法の確立、検査項目・検査方法の充実、判断基準の定量化、報告方法の明確化等を図り、法令等に反映。

##### ②定期報告の内容の充実

定期報告の内容を充実し、過去の不具合等の記録も含め、建築物の所有者・管理者、利用者、保守管理業者による適切な情報共有を推進。

##### ③定期検査を行う者の能力の確保

講習内容の充実等により技術力の確保・向上を図るとともに、資格者の業務の適正化を図るための仕組みを整備。

##### ④建築物の所有者等による適切な保守管理に必要な情報の整備

保守管理業者の選定のためのガイドライン、保守管理業務標準契約約款、標準取扱説明書の作成・周知を図るとともに、必要に応じメーカーによる保守管理業者の講習等の実施を推進。

#### 不具合情報等の共有等のための施策

##### ○不具合情報等の収集・提供等を行う仕組みの構築

定期検査・報告等で把握された不具合情報等について、全国規模で収集・類型化等を行う仕組みの構築を検討。